

複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書

少子化が全国的に進む中、特に過疎化が進む地域において、現行の学級編制基準のもとでは、複式学級が増加せざるを得ない状況も生まれています。この状況を改善すべく、少人数の学校が立地する多くの地方自治体は、それぞれ独自に予算付けを行い、複式学級解消、もしくは複式学級での複数担任制をしくための加配措置をとっています。たとえ少人数の子どもたちであっても、教育の機会均等あるいは教育水準保障の観点から、現行の学級編制基準を改善する必要があります。

また、学校規模の大小を問わず、教職員がゆとりを持って子どもたちとふれあうことができるようにするために、教職員定数を大幅に増やすことが求められています。

現在の日本の教育予算は、GDP比に占める教育費の割合や教員一人あたりの児童生徒数などに見られるように、OECD諸国に比べて脆弱と言わざるを得ません。学校規模の大小を問わず、児童生徒の実態に応じたきめ細かな対応ができるようにするためにも、教職員配置の更なる充実が必要です。現在、様々な教育課題に対応するための独自の加配措置が、多くの地方自治体で行われていますが、地方交付税の削減が毎年行われる昨今の情勢を鑑みるに、こうした独自の措置を継続することは困難になってきます。

次代を担う子どもたちの健やかな成長のために、次の事項を実現するよう強く要望します。

記

- 1 現行の学級編制基準を見直し、複式学級の解消へ向けた適切な措置を、国の責任において講ずること。
- 2 国の責任において、各学校の抱える教育課題等に応ずるための教職員の人員確保に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月18日

長野県飯田市議会議長 湯澤 啓次

提出先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣
総務大臣